

神戸女学院大学スタッフ・ディベロップメント（SD）および ファカルティ・ディベロップメント（FD）実施に関する基本方針

神戸女学院大学では、以前より大学教職員に対する研修を実施してまいりましたが、「大学設置基準の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第18号）」（平成29年4月1日施行）により、スタッフ・ディベロップメント（SD）が義務化されたことに伴い、スタッフ・ディベロップメント（SD）およびファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針を定めました。

I. スタッフ・ディベロップメント（以下、SD）

1. SDの定義

建学の精神や教育の理念に基づく、教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識および技能を習得し、能力や資質を向上させるための組織的な機会を設けるものとする。

2. SDの実施計画

A. 研修会の実施

年に1回以上、研修の機会を設ける。対象は、本学教職員とする。内容等により、ファカルティ・ディベロップメント（FD）と連携した取り組みとする場合がある。

B. 学外研修参加の支援

業務に関連した知識や技能を習得することを目的とする学外研修等の機会において、所属長が承認する場合、予算の範囲内において参加費等の補助を行い、自己研鑽の取り組みを支援する。

II. ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）

1. FDの定義

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

2. FDの実施計画

A. 研修会等の実施

年に1回以上、研修会（各学科・研究科で行うものを含む）等の機会を設ける。対象は、主に本学教員とし、内容等により、スタッフ・ディベロップメント（SD）と連携した取り組みとする場合がある。

B. 学外研修参加の支援

学長室が案内する他機関によるFD研修に参加する者の参加費等については、学部長会の承認を得て、学長裁量経費より補助を行い、自己研鑽の取り組みを支援するものとする。

C. その他、FD活動の実施

教育・研究業績報告書の公表や授業公開（教員相互）の機会を設けるなど、教員の質の向上に努めるとともに、学生へ各種アンケートを実施し、教育の質の向上や学修成果の可視化に努めるものとする。